

**(26) 常習飲酒運転者対策推進会議について(交通対策本部長決定)**

常習飲酒運転者対策推進会議について

平成19年4月27日

交通対策本部長決定

1 アルコール依存症の者等の飲酒運転を抑止するための諸施策について、関係行政機関及び飲酒運転対策に関係する団体との連携を強化し、その効果的な実施を図るため、常習飲酒運転者対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 推進会議は内閣府政策統括官（共生社会政策担当）を議長とし、次に掲げる者及び議長が委嘱する団体を代表する者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）

警察庁交通局交通企画課長

警察庁交通局運転免許課長

法務省刑事局刑事課参事官

法務省矯正局成人矯正課長

法務省保護局観察課長

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

経済産業省製造産業局自動車課長

国土交通省総合政策局総務課交通安全対策室長

国土交通省自動車交通局総務課安全監査室長

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長

3 議長は、必要があると認めるときは、飲酒運転対策に関し学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、その他飲酒運転対策に関係する者に対し、推進会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 推進会議にワーキンググループを置く。ワーキンググループは、関係行政機関及び関係団体の職員のうちから議長が指名する。

5 推進会議の庶務は、各省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

6 前項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。